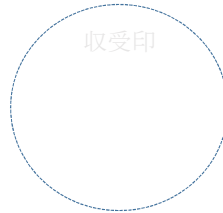


(様式1 表面)

【長野県使用欄】

地域	受付番号 (システム番号)

收受印



新型コロナウイルス危機突破支援金交付申請書兼口座振込依頼書
(理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、運転代行業、療術業)
(小規模事業者)

令和2年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

私は、新型コロナウイルス危機突破支援金の支給を受けたいので下記のとおり申請します。また、別添の誓約事項1から13の事項を遵守します。

1 申請者の情報

※申請者名、所在市町村は県HPで公表します。

フリガナ				申請金額
申請者名 (記名・押印) <small>※法人の場合は代表者の職・氏名も記載の上、代表者印を押印 【公表情報】</small>	印			100,000円
住所・ 本社所在地 【公表情報(市町村)】	〒	—	担当者 職・氏名	
常時使用する 従業員の数	人	<small>※5人以下の小規模事業者が本支援金の申請対象です。</small>	日中連絡の 取れる電話 番号	
振込先 口座	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号 (右詰め)
	口座名義 (漢字) ※申請者名と同一の口座名義		口座名義 (カナ)	

※振込先口座は申請者本人(申請書の申請者欄に記載した名義と同一)の口座名義に限ります。

2 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じる事業

※事業所名、事業所の所在市町村、業種は県HPで公表します。

県内の 事業 拠点	フリガナ			業種 【公表情報】
	主たる事業所の 名称 【公表情報】			
	所在地 【公表情報(市町村)】	〒	—	(業種は以下から選択) 理容業/美容業/エステティック業/ リラクゼーション業/ネイルサービス業/ 運転代行業/療術業(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復)/療術業(その他) ※各業種の詳細については別紙1を参照
感染防止策の 実施有無 (該当する場合に☑ を入れる)	<input type="checkbox"/>	「業種」欄に記載の業種の業界団体等が公表するガイドラインを読んでいる。		
	<input checked="" type="checkbox"/>	上記のガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じている。		

※業種別のガイドラインについては別紙2を参照してください。感染防止策を講じていない場合は申請できません。

3 長野県の他の新型コロナウイルス感染症に係る産業支援関連補助金への申請状況

新型コロナウイルス感染症関係 補助金申請状況 (該当する場合に☑ を入れる)	<input type="checkbox"/>	令和2年度において、長野県が実施している以下の補助金を受給していない。また、令和2年度中に受給しない。
	①	コロナ特別対応型持続化支援事業補助金(産業労働部) ※経済産業省の「小規模事業者持続化補助金(コロナ対応型)」に申請した場合に自動的に適用されます。
	②	飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業(営業局)
	③	観光関連サービス業等生産性向上支援事業(営業局)

4 確認事項

以下のいずれかに☑を入れてください。

提出書類の記載に軽微な不備があった場合、 県による修正を認めます。
 自ら修正します。

【長野県使用欄】

申請書類の内容を確認し、右のとおり認める。

決裁者	確認者

交付可否		理由(否の場合)
可	否	1 対象外業種のため 2 事業実態が確認できないため 3 ガイドラインに基づく対策を実施していないため 4 他の長野県補助金に申請しているため 5 その他()

誓約事項

以下の全ての項目に該当することを確認してください。

- 1 私は、小規模事業者該当します。
- 2 次のいずれにも該当しません。
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業を行っていません。
- 4 長野県税に滞納がありません。
- 5 業務に必要な許認可等を取得しています。
- 6 令和2年度において、長野県の他の新型コロナウイルス関係補助金（新型コロナウイルス危機突破支援金交付申請書兼口座振込依頼書3①から③に記載の補助金）を受給していません。また、令和2年度中は受給しません。
- 7 本支援金の支給を受けた際は、長野県のホームページにおいて申請者名、所在市町村、事業所名、業種及び事業所の所在市町村が公表されることを了承します。
- 8 現在、新型コロナウイルス危機突破支援金交付申請書兼口座振込依頼書2「業種」欄に記載の事業を行っており、今後も同事業を継続する意思があります。
- 9 申請受付要項の記載事項を十分確認し、了承の上、申請します。
- 10 県が交付要件の該当性等を審査するために、必要な情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることを了承します。
- 11 県が申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合に、関係機関への確認及び調査等を行うことを了承します。
- 12 県から本申請に係る追加書類の提出指示があった際は、速やかに応じます。
- 13 本申請の記載内容に偽りは一切ありません。

新型コロナウイルス危機突破支援金 対象業種について

業種	内容
理容業	主として頭髪の刈り込み、顔そりなどの理容サービスを提供する事業 【例】理容店、理髪店、バーバー、床屋 ※理容所を開設するには、保健所への届出が必要です。
美容業	主としてパーマネントウェーブ、結髪、化粧などの美容サービスを提供する事業 【例】美容室、美容院、ビューティサロン ※美容所を開設するには、保健所への届出が必要です。
エステティック業	手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業 【例】エステティックサロン、美顔術業、美容脱毛業、ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（皮膚を美化して体型を整えるもの）
リラクゼーション業	手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業 ただし、エステティックを業とする者がその業務を行う事業、医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業、手技を用いないでその業務を行う事業は対象外 【例】ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（心身の緊張を弛緩させるのみのもの）
ネイルサービス業	化粧品・器具等を用いて、手および足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾など爪に係る施術を行う事業 【例】ネイルサロン、マニキュア業、ペディキュア業
運転代行業	他人に代って自動車を運転する役務（サービス）を提供する営業であって、以下のいずれにも該当するもの ・主として、夜間において酔客に代って運転役務を提供するもの ・酔客その他の当該役務の提供を受ける者を乗車させるもの ・常態として当該自動車に当該営業の用に供する自動車が随伴するもの ※運転代行業を行うには、公安委員会の認定が必要です。
療術業	●あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。 【例】あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業、柔道整復業 ※あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復施術所を開設又は出張業務を実施するには、保健所への届出が必要です。 ●その他の療術業 医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。 ※ただし、本支援金の申請対象業種は、施術の際に顧客との密接な接触を避けることが難しい業種に限ります。 【例】カイロプラクティック療法業、リフレクソロジー、ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー（医業類似行為のもの）

【参照】・総務省 日本標準産業分類（平成25年10月改定）分類項目名、説明及び内容例示

大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業

https://www.soumu.go.jp/main_content/000290733.pdf

大分類 P 医療、福祉

https://www.soumu.go.jp/main_content/000290735.pdf

・長野県警察 自動車運転代行業について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/shinsei/koutsu/daiko/index.html>

業種別ガイドライン (抜粋)

業種	団体名	ガイドライン掲載URL
理容業	全国理容生活衛生同業組合連合会	http://www.riyo.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/ilovepdf_merged.pdf
美容業	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	http://www.biyo.or.jp/news/pdf/biyo_guidline.pdf
エステティック業	(一社)日本エステティック振興協議会 (特非)日本エステティック機構等	http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/2020/05/ver30-88c4.html
リラクゼーション業	(一社)日本リラクゼーション業協会	http://www.relaxation-net.jp/information/news/7573
ネイルサービス業	(特非)日本ネイリスト協会	https://www.nail.or.jp/information/coronavirus/guideline/index.html
運転代行業	(公社)全国運転代行協会	http://www.untendaikoukyoukai.or.jp/whats_new/3817/
療術業 (あん摩マッサージ指 圧・はり・きゅう)	(公社)日本鍼灸師会	https://www.harikyu.or.jp/wps89n/wp-content/uploads/2020/05/0507_guideline.pdf
療術業 (柔道整復)	(公社)日本柔道整復師会	https://www.sekkotsu-nagano.or.jp/news/2020/20200601_01.pdf

※長野県のホームページで業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに掲載されている主な取組事例を紹介しています。自業種のガイドラインがまだ策定されていない場合は、こちらを参考に対策を講じてください。

- 長野県HP「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについて」
https://www.pref.nagano.lg.jp/service/gvouchubetsu_guideline.html

- 【参照】・内閣官房HP「新型コロナウイルス感染症対策」
<https://corona.go.jp/>
・各業界団体のWEBサイト